

平成22年6月25日現在

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2008～2009

課題番号：20700232

研究課題名（和文）アーカイブズの特徴を反映した記述規則の開発に向けた研究

研究課題名（英文） Toward the development of archival descriptive standards in consideration of the characteristics of Japanese materials

研究代表者

坂口 貴弘 (SAKAGUCHI TAKAHIRO)

国文学研究資料館・アーカイブズ研究系・機関研究員

研究者番号：80462175

研究成果の概要（和文）：古文書から現代の電子文書に至る大量で多様なアーカイブズ資料を的確に検索できる目録やデータベースを作るには、これらの資料の特性を十分に考慮した記述のルールを予め定める必要がある。本研究では、図書館界の目録規則との比較や、国内外の記述標準及び記述実態の調査に基づき、アーカイブズ記述において特に重要なのは、資料を個別的にはなく複数資料から構成される集合体として把握し表現する「集合的記述法」の開発であることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In order to develop catalogs or database of voluminous and various archival materials, whether they are traditional manuscripts or contemporary electronic records, it is necessary to design rules for describing them (or content standards) in consideration of these materials. Based on the comparison of library cataloging rules and archival rules, as well as on surveys of archival standards and practices in Japan and the other countries, we conclude that it is specifically important for archival description to develop the “collective description” methods, in which archival materials are recognized and expressed as a whole aggregation comprised of multiple records, rather than as individual items.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	700,000	210,000	910,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：アーカイブズ学

科研費の分科・細目：情報学・図書館情報学・人文社会情報学

キーワード：アーカイブズ、文書館、メタデータ、記述規則、目録規則、集合的記述、検索手段、標準化

1. 研究開始当初の背景

(1) アーカイブズの特徴

本研究が対象とするアーカイブズとは、古代以降の古文書から現代の電子メールに至

るまで、時代や媒体の如何を問わず永続的に保存される記録のことを指す。近年、いわゆる「アーカイブ」として把握される多様な情報資源と「アーカイブズ」とは、

- a) 文化・歴史の研究に寄与する
- b) その保存が重要課題である
- c) デジタル化が求められている

といった点では共通性をもつ。その上でアーカイブズは、契約・連絡・意思表示等、人が仕事や生活を営む過程で作成・使用されたものであり、その証拠として機能するという本質的特性を備えている。この点で、文化・歴史のみならず文書管理や経営情報管理の領域とも密接な関連を有している。

昨今、公文書管理に関する内閣府の調査研究(2003-)、日本アーカイブズ学会の設立(2004)、学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の開設(2008)等にもみられるように、アーカイブズをめぐる研究の活性化に対する社会的期待が急激に高まっている。

(2) 記述規則の必要性

上記のような特性を有するアーカイブズ資料の目録やデータベースを作る際には、

- a) 記録作成当時の関係者の業務・専門用語・用字についての理解が要求される
- b) 資料自体からは不十分なメタデータしか得られない場合が多い
- c) 複製物でない唯一の資料が大多数のため、コピーカタロギングは難しい

等の課題に直面する。つまり、メタデータ記述時点で各担当者の分析・判断が求められる面が大きいのである。そのため、従来この作業は、経験豊富な少数のスタッフが細々と進めるか、あるいは未整理のまま死蔵される例が多かった。研究代表者の所属する国文学研究資料館の調査では、全国の3,402機関(図書館、博物館、文書館等)がアーカイブズを所蔵するにもかかわらず、目録情報等を公開可能な機関は595(17.5%)にとどまった。これらの公開を促進するには、図書・逐次刊行物用のものとは異なる適切な整理・記述手法を開発する必要がある。

本研究が扱う記述規則とは、例えば

- a) 標題のない資料のタイトルをどうつけるか
- b) 年代は元号と西暦のどちらを表記すべきか
- c) 同一人物名は目録内で統一した記述にするか、資料にあるとおりに記述するか
- d) 資料のままの記述と記述者による推定部分とをどう区別するか

等に関するルールของ体系である。属性値型集合を定義するメタデータ・スキーマということもできる。アーカイブズの場合、これらは慣行または個別的対応によって処理される

ことが多く、その理論的研究や現状調査、標準化は進んでこなかった。

近年進む目録類のデータベース化によって、アーカイブズの利用可能性が向上していることは明らかだが、同時に記述規則整備の必要性も著しく高まっているといえる。上記の通り、アーカイブズに関するメタデータの品質管理は記述者への依存度が大きく、自動生成や機械的変換は困難なため、記述者による記述の段階でのコントロールが欠かせないからである。アーカイブズの特性を反映したメタデータ標準に関する応募者のこれまでの研究で、各種スキーマの中でも記述規則の整備が効果的かつニーズの高い課題であることが明らかになった。日本のアーカイブズに適した記述規則とはどうあるべきか、既存の目録類の実態調査に基づいた要件の分析が求められる。アーカイブズの作成年代・作成者・形態等の条件ごとに、標準化はどこまで可能なのか、どのような規則が適切なのか、を個別に検討していきたい。

(3) 記述規則の効果

アーカイブズ記述規則の整備がもたらす効果とは、端的に言えばメタデータの品質向上といえる。情報システムの有効かつ効率的な運用には、入力されるデータの一貫性・識別性等の確保が不可欠なことは、昨今の年金記録管理問題が如実に示したところである。記述規則の整備によって、更に次の効果が期待できる。

- a) データベースの検索性能の向上：メタデータの記述者や記述時期が異なっても、同種の資料が一元的に検索されるようになる。
- b) データ変換コストの削減：データベースを移行・統合する際にも、データの再入力や修正にかかる作業負担を最小化できる。
- c) 記述者教育ツールの創出：標準的規則の学習により、経験不足の初学者でも一定水準の記述が可能になり、技能を有する人材の増加が見込める。

(4) 研究の動向

アーカイブズ記述規則整備の必要性自体は昭和30年代から主張されているが、日本目録規則1987年版「第11章 非刊行物」制定案(1989)に対し、文書館界が時期尚早と反応して以降、議論は大きく進展していない。一方で、記述規則の前提としての記述項目の研究は、国際標準ISAD(G)の制定(1994)を機に活発化した。だが記述項目の標準化のみが進んだとしても、実務で要求される記述規則が整備されない限り、有用性には限界がある。

翻って諸外国では、アーカイブズ記述規則の標準化が急速に進んでいる。英国の

MAD(1986)、カナダの RAD(1996)、米国の DACS(2004)等であるが、これらは日本ではほとんど参照されていない。これらをそのまま直輸入するのは不都合にせよ、各国がいかんして標準化を実現したのか、それはどの程度の標準化なのかを検討することは、日本の記述規則を考える上で参考にできる。

2. 研究の目的

本研究は、アーカイブズ資料の記述を制御する諸規則の整備によって、検索性能の向上、記述コストの削減を図るため、日本のアーカイブズに適した記述規則の要件について検討するものである。関連分野における記述規則の研究も参照しつつ、日本における記録記述の実態を踏まえた理論と技法を提示する。

3. 研究の方法

(1) 海外の研究動向の調査

①国際アーカイブズ評議会

国際アーカイブズ評議会(ICA)の大会は、4年に1回開催される、アーカイブズに関する世界最大の国際会議である。ここでは毎回、世界中から多数のアーキビストやアーカイブズ学研究者が参集して、アーカイブズをめぐる多様な現代的課題について討議を行うこととなっており、アーカイブズ記述規則についての最新の研究動向を包括的・効率的に把握するには最適の場であると思われた。

そこで2008年7月、マレーシア・クアラルンプール市で開催された第16回 ICA 大会に参加し、情報収集と各国のアーキビストとの意見交換を行った。

②米国

米国のアーキビスト達は、長きにわたりアーカイブズ記述規則の研究・開発において世界をリードしてきており、その中心的役割を担ってきたのが専門職団体としての米国アーキビスト協会(SAA)である。2009年の同協会及び米国州文書館長会議(CoSA)の合同年次大会では、アーカイブズの整理及び記述をめぐるセッションが多く開催されることになっており、同国の研究水準を把握し、アーキビスト達と直接の議論を展開する場として好適であると思われた。

そこで2009年8月、同国テキサス州オースティン市で行われた合同年次大会に参加し、情報収集及び意見交換を行った。

③中国

日本のアーカイブズ記述の特徴の分析に際しては、欧米のみならず、文字や文化の面で多くの類似性をもつ東アジアの国々におけるアーカイブズ記述との比較がとりわけ有益と考えられる。

そこで2010年3月、中国のアーカイブズ

学研究の中心拠点である中国人民大学の情報資源管理学院を訪問し、趙国俊院長をはじめとする教員・学生と意見交換を行った。

(2) 図書館界の目録規則との比較

図書館界では目録規則の研究と開発、実装が全国レベル及び世界レベルで進んでおり、その成果とアーカイブズ界の記述規則との比較分析は、後者の特性を的確に抽出する上で不可欠である。

そこで本研究では、北米のアーカイブズ記述規則を研究対象とした。これらは、先行して制定されていた図書館界の目録規則(英米目録規則)に大きく依拠しつつ開発された経緯がある。両者を対比させることによって、アーカイブズ記述規則の立案者はどの点についてはアーカイブズ独自の原則・理論を反映させる必要があると考え、どの点については図書館界と同様の規則が適用できると考えたのが明確になる。

具体的には、米国アーキビスト協会が策定した Describing Archives: A Content Standard (DACS) 及びカナダ・アーキビスト・ビューローが策定した Rules for Archival Description (RAD) を取り上げ、これらを英語圏の目録規則である Anglo-American Cataloging Rules 2nd ed. (AACR2) の対応部分と比較した。

(3) 国内のアーカイブズ記述実態の調査

膨大かつ多様なアーカイブズ資料を効率的に検索するためには、 fonds やシリーズのレベルを単位とする「集合的記述」を基本とする方式が有効であるとされる。これは、記録史料群の構造の表現方法としても国際的に受容されている。この方式の日本における適用状況と今後の展開についての検討材料を得るために、2008年6月、国内の都道府県文書館の公文書検索手段を対象に以下のような調査を実施した。

現在の地方行政制度が成立した1947年以降に作成された公文書に関するインターネット上の検索手段にアクセスして目視調査を行った。行政機関から移管される現代の公文書に調査対象を絞り込んだのは、本来それらが集合的記述方式に最も適した資料類型であるため、米国など諸外国の記述実務との比較が容易になると考えたからである。

調査事項は、a) 記述レベル、b) データ構造、c) データ内容の3点である。データ構造については、検索手段の記述項目を比較し、データ内容については、タイトルの記述について調査した。

(4) 海外のアーカイブズ記述実態の調査

上記の調査から、日本には集合的記述の方式を用いたアーカイブズ検索手段の実例が

少なく、その特徴や意義も十分に理解されているとはいえないことが判明した。そのような日本の状況との対比を図るべく、この方式が発達した米国において開発された現代公文書の検索手段の実際について調査した。

具体的には、全米の州文書館における州政府記録の検索手段を対象に、「検索手段の種類」「キーワード型とディレクトリ型の区分」「基本目録のナビゲーションの方式」「基本目録のファイルフォーマット」の各項目について横断的に調査・分析した。2009年10月、CoSAのWebサイトが提供する全米の州文書館のリンク集を手がかりにして、各館のWebサイト上にある州政府記録の検索手段の目視調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 海外の研究動向の調査

①国際アーカイブズ評議会

2008年7月の国際アーカイブズ評議会(ICA)クアラルンプール大会期間中、主に以下のセッションに参加し、アーカイブズ記述規則に関する諸外国の最新の研究動向について情報収集を行った。

- ・ ICA が新規に開発した記述標準である ICA-ISDF、ICA-ISDIAH の概要
- ・ ICA によるアーカイブズ記述標準類開発の歴史的経緯
- ・ ICA によるアーカイブズ記述のためのオープンソースソフト ICA-AtoM の開発
- ・ オーストラリアにおけるレコードキーピング・メタデータ研究プロジェクト
- ・ マレーシアにおける電子記録のためのメタデータに関する調査研究

あわせて、期間中に国内外の多くのアーキビストやアーカイブズ学研究者と交流、意見交換を行った。

とりわけ今大会の直前には、ICA による新たな記述標準として、記録作成者が果たす機能の記述についての国際標準 ICA-ISDF、及びアーカイブズ資料所蔵者の記述についての国際標準 ICA-ISDIAH が発表され、注目を集めた。また、電子記録管理に関するメタデータの研究も各国で盛んに進められており、記述の研究・実践の対象領域が急激に拡張しつつある状況を知ることができた。

②米国

2009年8月の米国アーキビスト協会・米国公文書館長会議の合同年次大会期間中に行われた Research Forum において、Standardizing Non-Alphabetical Archival Description: A Survey of Descriptive Practices on Japanese Public Records と題する口頭発表を行った。これは、同フォーラ

ムの審査委員会における審査を経て発表する運びとなったもので、日本人としては初の発表となった。発表後には多くのコメントが寄せられ、日米のアーカイブズ記述の根底にある考え方をめぐり、種々の意見を交換することができた。その他、

- ・ Describing Archives: A Content Standard (DACS) と他の標準との関係
- ・ アーカイブズ記述業務用ソフトウェア Archivists' Toolkit の開発と改訂
- ・ Minimal Processing 法を用いた資料整理法
- ・ 所蔵資料の調査方法

など、記述規則と密接に関連する内容を扱ったセッション等に参加し、情報収集及び米国の関係者との意見交換を行った。

③中国

2010年3月、中国人民大学(中国・北京市)で行われた同大学情報資源管理学院との研究交流会において、「集合的記述の適用可能性：日本の現代アーカイブズ記述の実態調査から」と題する口頭発表を行った。発表後の討論では、中国においても集合的記述は十分に導入されていない一方で、国内における記述規則は制定されているとの報告があるなど、有益な情報交換の場とすることができた。

また、同学院における電子記録管理研究、北京市档案馆における所蔵資料目録作成、中国電影資料館における映画フィルムのデータベース化についても、視察及び情報収集を行うことができた。なお、一連の交流会及び見学は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻の中国訪問団と共同で実施されたものである。準備にあたり、同専攻の皆様には多大なるご尽力をいただいたことに感謝申し上げたい。

(2) 図書館界の目録規則との比較

AACR2 との比較分析の結果、北米のアーカイブズ記述規則である DACS 及び RAD が共通して有していた主な特性は以下の通りであった。

①「原則の覚書」の収録

記述規則の冒頭で、アーカイブズの記述に携わる人々が共有すべき概念を提示・解説していた。

②記述要素

アーカイブズ記述の国際標準である ISAD(G)が規定する記述要素にほぼ対応していた。これらの要素の大多数は AACR2 の要素とは対応していない。

③タイトルの記述

記述担当者による補記が前提となっていた。補記の仕方について詳細に規定するとともに、煩瑣を避けるべく補記部分を角がっことで囲まないこととしていた。

④日付の記述

単一の日付だけではなく複数年、期間を記述することが前提となっていた。複数資料の集合体を記述するというアーカイブズ記述の特性が明瞭に表れている部分である。

この分析結果について、日本図書館研究会情報組織化研究グループの月例研究会において口頭発表を行った。同グループは、日本の図書館界における目録規則研究の中核的存在であり、研究会では図書館情報学研究者をはじめとする多くの参加者の皆様と有益な意見交換をすることができた。

(3) 国内のアーカイブズ記述実態の調査

①記述レベル

77%の文書館は「所蔵資料紹介」などのページで公文書のフォンドレベルの記述を掲載していた。しかし、その記述は簡潔なものがほとんどであった。日本語で200字以下、数行のものが61%を占めていた。また、シリーズレベルの記述を設けている文書館はわずか1館に過ぎなかった。

このように、集合的記述についてはごく簡潔なものしか作成していない文書館が大部分を占める一方で、詳細なレベルの記述を公開している文書館は多かった。

②記述要素

次に、100字以上という比較的長文のフォンドレベル記述を公開している15の文書館について、そのオンライン検索手段の記述要素を分析した。多くみられた要素は、ISAD(G)が規定する「タイトル」「数量」「アクセス条件」「検索手段」の各要素に相当するものであった。公文書とは何か、をごく簡潔に「定義」しているだけのものを「範囲と内容」に含めるとすれば、それを記述している文書館は多かったが、このような短い説明は通常含められるべきではないだろう。

ファイルレベルの記述を公開している14の文書館についても、検索結果画面の記述要素を調査した。ほとんどの文書館は、「レファレンス・コード」「タイトル」「日付」「作成者名」を記述していた。「数量」については、データベース上の1件がファイル1点に相当するとしているため、それを記述すると値が全て「1」になってしまうことから、記述していない文書館が多くを占めた。

これらの文書館のデータベースの構築にあたっては、ISAD(G)や諸外国の記述標準は

ほとんど考慮されていないと思われる。しかし結果的には、ISAD(G)において必ず記述するよう規定されている基本的な要素とほぼ共通する要素が設定されていたといえる。

③タイトル記述

米国の記述標準であるDACSやAPPMには、資料のタイトルに語句を補う場合、資料の形式・形態にあたるnature of the archival unitまたはform of materialを表す語句を含めることが規定されている。アーカイブズ資料にとって適したタイトルの付与方法を考える際、これらがタイトルの標準的な構成要素として重視されている点は興味深い。日本のアーカイブズ資料のタイトルにはこの考え方が適用できるか、についての検討の一助とすべく、データが取得できた11の文書館のファイルタイトル(計82,568点)の構成要素を分析した。

その結果、平均して37%のタイトルには、ファイルの形式を表す語が明らかに含まれていた。これらのタイトルはファイルにもともと付けられていたものを転記した場合がほとんどだが、アーキビストが語句を補っている場合もあった。

多く見られた語は、「申請書」、「計画書」、「報告書」、「表」などであった。それに加えて、「綴」のように、形態を表してはいるが漠然とした語を含むタイトルが15%存在した。この結果から、日本でも資料の形式を示す語に着目することは、タイトルの記述ばかりでなく、困難な課題である記録シリーズの特定や索引語の付与にも一定程度役立つのではないかと期待できる。

④まとめ

これらのうち、まず記述レベルについての調査結果から分かったことを一言でいえば、日本ではPublic Archivesの記述にHistorical Manuscriptsの手法が適用されているということになる。日本でも、アーカイブズとして保存すべき現代の公文書は膨大な量にのぼる。しかし、フォンドやシリーズに関する情報の提供は、ファイルやアイテムについてのそれより重視されていない。つまり、資料群全体の概要情報をまず提供するという集合的記述方式が適している公文書についても、緻密だが単純な個別文書のリストだけが作成されている場合が多かったということである。このようなやり方は、利用したい資料が既に決まっている研究者には便利かもしれない。だが、地域の歴史や行政に詳しくない一般市民の利用者が所蔵資料全体の概要を把握したい、という場合には不都合だろう。

(4) 海外のアーカイブズ記述実態の調査

①利用の容易さ

米国ではほとんどの州文書館が複数種類の検索手段を Web 上で公開しており、様々な目的を持つ利用者のニーズに応えるべく、検索のための各種の手がかりを提供していた。

とりわけ、「ディレクトリ型」の基本目録を提供している館が多かった。この方式の場合、どのような利用者でもクリックを繰り返す過程で、求める資料の位置づけと背景を自然に理解できるようになっており、文書館利用の初心者にも全貌が把握しやすい。一方で、主題ガイドや個人の名称に関する索引が併せて多く作られているのは、よく問い合わせを受けるテーマを反映し、最大の利用者層である家系調べを目的とした一般利用者のニーズに応えるためのものと考えられる。

②作成の容易さ

米国の州文書館は、所蔵資料の全てについて詳細な記述を作っているのではなく、「基本的」「中間的」な段階にとどめている場合が多かった。

また、膨大な公文書に関するデータを検索できる「キーワード型」の Web データベースの事例はどちらかといえば少なかった。このような高性能のデータベースを構築するには、多額の資金を投入し、かつ担当者が情報技術に精通している必要がある。それに対して「ディレクトリ型」の検索手段は、単純な HTML 形式の Web ページを作り、相互にリンクを張ればよいだけなので、資金面・技術面では比較的容易に作成できると考えられる。PDF 形式による公開であれば、さらに容易になるのはいうまでもない。

さらに、「キーワード型」のデータベースに関しては、他の図書館等や文書館と共同で開発する試みも進んでいた。この場合、各館が個々別々に開発にとりかかるよりも、全体として負担を軽減することが可能になる。

(5) まとめ

本研究では、図書館界の目録規則との比較や、国内外の記述標準及び記述実態の調査に基づき、アーカイブズ記述規則の開発においては、資料を個別的にではなく複数資料から構成される集合体として把握し表現する「集合的記述」の概念・方法論を重視すべきことが明らかになった。この成果を踏まえつつ、今後は

- a) 欧米においてこの方法論が成立・発展した歴史的・理論的背景の研究
- b) 日本における適用可能性の検証
- c) 集合的記述の詳細な実態調査
- c) 集合的記述法の効果の検証

等の諸課題をめぐり、さらに踏み込んだ調査分析を進める予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 坂口貴弘、現代公文書の検索手段はどうあるべきか：米国の州文書館における集合的記述方式の分析から、国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇、査読無、2010、第 6 号、155-170
- ② 坂口貴弘、北米におけるアーカイブズ記述規則の特性：図書館界の目録規則との比較をもとに、国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇、査読無、第 5 号、2009、119-136

[学会発表] (計 3 件)

- ① 坂口貴弘、集合的記述の適用可能性：日本の現代アーカイブズ記述の実態調査から、中国人民大学情報資源管理学院・学習院大学研究交流会、2010 年 3 月 10 日、中国人民大学
- ② 坂口貴弘、米国におけるアーカイブズ記述規則：AACR2 との関係を中心に、日本図書館研究会情報組織化研究グループ月例研究会、2009 年 10 月 17 日、大阪市立浪速人権文化センター
- ③ Takahiro Sakaguchi、Standardizing non-alphabetical archival description: a survey of descriptive practices on Japanese public records、2009 Research Forum at the Joint Annual Meeting of the Society of American Archivists and the Council of State Archivists、2009 年 8 月 11 日、Hilton Austin

[図書] (計 1 件)

- ① 国文学研究資料館編、岩田書院、アーカイブズ情報の共有化に向けて、2010、57-82 (分担執筆)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂口 貴弘 (SAKAGUCHI TAKAHIRO)
国文学研究資料館・アーカイブズ研究系・
機関研究員
研究者番号：80462175

(2) 研究分担者

()
研究者番号：

(3) 連携研究者

()
研究者番号：